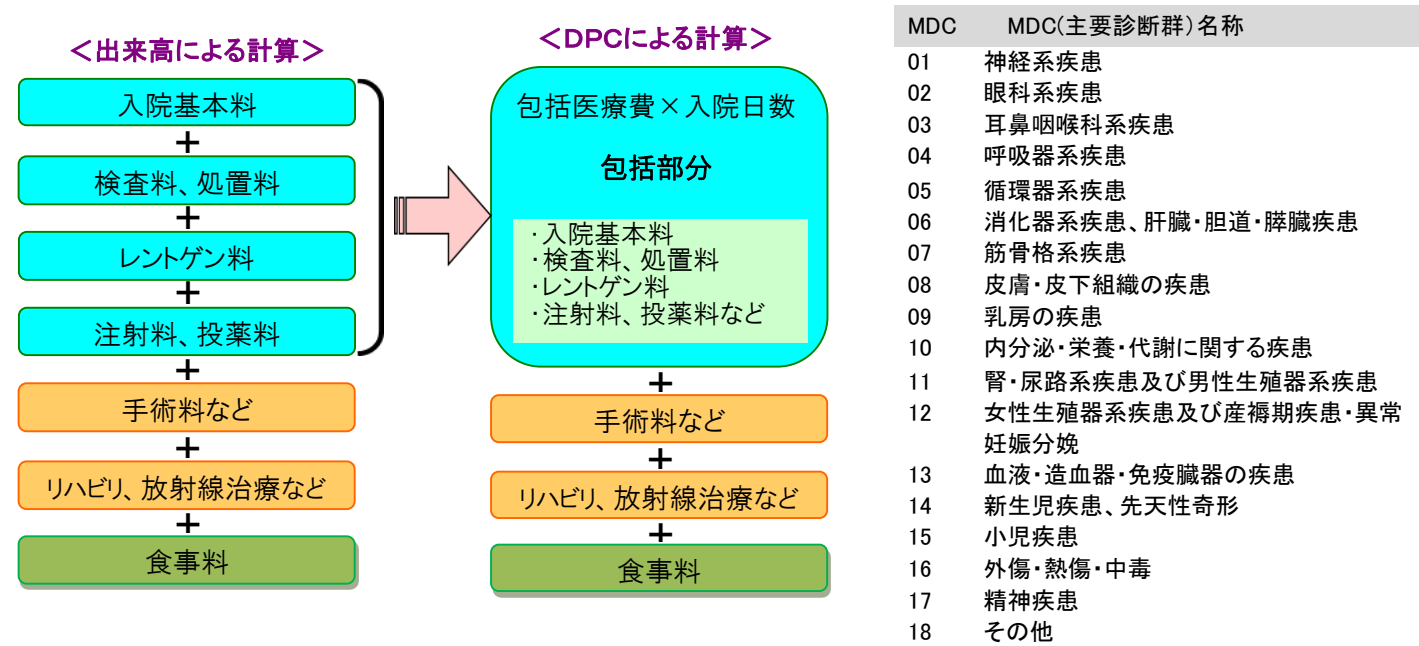


入院医療費の計算方法について

- (1) 当院は、DPC対象病院です。(DPC 医療機関係数:1.5379)
(基礎係数:1.0451、機能評価係数Ⅰ:0.3694、機能評価係数Ⅱ:0.0930、救急補正係数:0.0304)
- (2) 入院医療費はDPC方式(「診断群分類別包括評価支払制度」)で計算します。
- (3) DPCとは病名や診療内容ごとに診断群が決定され、これをもとに、医療費の計算(支払)を行います。
- (4) DPC方式では、主に入院基本料、検査、レントゲン、注射、投薬などの標準的に必要とされる診療行為が「包括医療費」に含まれるようになります。
この「包括医療費」と医師の専門的技術料である手術、リハビリ、放射線治療などの「出来高医療費」を合わせたものが、DPC方式による入院医療費になります。
- (5) 歯科入院、労災、お産、交通事故や自由診療の患者さまなどは、DPC方式の対象となりません。



Q医療費の支払い方法が変わりますか？
Aこれまでと同じで、その月の分を翌月の10日頃にご請求いたします。
退院時は基本的には退院日にご請求いたしますが、一部後日精算になる場合があります。その際には入院申込書の連絡先へ電話連絡させていただきます。

Q高額医療費の扱いはどうなりますか？
A従来と変わりません。

Q自己負担の割合は変わりますか？
A自己負担の割合は、従来の「出来高方式」と変わりません。

QDPC方式になって特に注意する点がありますか？
A治療内容の変更などにより、入院日にさかのぼって計算し直す場合があります。請求額が変わる場合には、後日追加・返金させていただくことになります。

Q公費(指定難病・特定疾患等)の治療を入院で行う場合、支払いはどうなりますか？
A公費(指定難病・特定疾患等)の認定病名に係わる治療については、DPC方式になっても公費が適用されます。

入院医療費についてご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。